

東日本大震災の災害廃棄物処理の指針(骨子案)

受入れの流れ	受入れ基準の事項	放射線の事項(案)
災害廃棄物 ↓ 船による運搬 ◇収集運搬の基準の遵守	選別、破碎処理 コンテナに積込み 大阪府域で処理する災害廃棄物は原則 ○可燃廃棄物(木くず、紙くず、廃プラスチック、魚網布団等可燃性のもの)。 ○可燃廃棄物にコンクリートがら、金属等が混入した混合廃棄物。	・対象とする放射性物質はセシウム134及びセシウム137とする
運搬 ↓ 車両による運搬 ◇収集運搬の基準の遵守	陸揚げ ○コンテナによる輸送(海上)	
屋内選別施設 ↓ 車両による運搬	仕分け(民間) ◇保管、処理基準の遵守 ○選別、破碎等の処理は、密閉式の建屋内等で行うこと。 ・各施設の受入れ量毎に仕分け、積込み、運搬	○コンテナによる輸送(陸上)
焼却施設 ↓ 車両による運搬	焼却処理 ○市町村の焼却施設 ○民間の焼却施設 ◇維持管理の技術上の基準の遵守 ○パッカー車もしくはダンプ(荷台シート掛)	○バグフィルターと湿式洗浄装置の併用又はこれと同等以上の能力の処理装置を有する施設で焼却 ○飛灰はキレート処理もしくはセメント固化もしくは溶融処理
埋立処分	○焼却灰(主灰、飛灰)等を埋立 ◇最終処分場の技術上の基準の遵守 ○ダンプ(荷台シート掛)	○管理型最終処分場に埋立